

令和3年生駒市農業委員会第3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年3月11日(木)午後2時00分
会議開催場所 市役所 大会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主 査 増本 量俊
傍聴者 3名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 特定農地貸付けの承認申請について
4. 下限面積(別段の面積)の検討について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について

5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準について
- 地区毎の意向調査回答状況
- 農地パトロールと利用意向調査で進める遊休農地解消と担い手への農地集積（パンフレット）
- ストップ遊休農地 遊休農地の発生防止・解消を進めよう！（パンフレット）
- 農地転用許可制度のあらまし（パンフレット）
- =活用しよう生産緑地制度=
都市農地の貸借の円滑化に関する法律と改正生産緑地法（パンフレット）
- 「親子ふれあい農業体験野菜作り」体験概要（案）

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人3名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

近鉄東生駒駅の南東約500mのところに位置する東生駒1丁目地内の農地。

申請理由について

本申請は、本農地の所有権のうち持分5分の1を、所有者から同居の孫に贈与することを目的とした申請である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、家族で営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。

No.2の申請地の位置について

北田原大橋より北に約500メートルのところに位置する、北田原町地内の農地1筆。
申請理由について

当該農地は、国道163号バイパス工事に伴って通行路に公共移転された土地の残地である。譲受人がこの隣地で営農していることから、売買により本農地を取得することとなった次第である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。

以上のことから本申請は、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 譲渡人は主に生駒神社付近に農地を所有しており、そこで水田耕作をされている。自宅付近に貸店舗を所有しているが、自身の相続の際に非常に苦労したということで、今から孫に所有権を移転していこうと考えた次第である。審議をお願いしたい。

○議長 No.2について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明のとおり、本農地は国道163号バイパス工事による残地である。譲受人は農業に熱心な方で問題ないと思われる。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたもの。

議案第2号の申請地の位置について

奈良北高校の南西約300mのところに位置する上町内の農地。

申請理由について

賃借人は、本農地の隣接地で介護サービス事業を行っているが、従業員の駐車場が不足しているため、本農地を借り受けて転用し青空駐車場として利用するものである。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、北倭土地改良区の意見書が添付されており、汚水はなく、雨水は接道である道路側にある既存水路に放流することになっている。また、地元水利組合の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、本件は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りであり問題ないとする。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、議案第3号の承認を宣言。

なお、本申請については、転用面積が300㎡以上であるため、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事へ進達を依頼する。

議案第3号 「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもので、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたものである。

No.1～2の申請地の位置について

むかはやま公園の東及び東南東約500mに位置する小平尾町地内の農地2筆。

申請理由について

No.1の使用貸人は関東に居住しており、農地は維持管理のみしていた。No.2の使用貸人は一昨年前に体調を崩し、農地については維持管理のみを行っていた。今般、遊休農地管理事業および地域への貸し出しの予定もつき、特定農地として貸し出すこととなった次第である。

現地調査について

今月5日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点

はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 No.1 の使用貸人は相続により農地を取得したが、関東在住のため農業に従事することができない状態であり、またNo.2 の使用貸人は2年前に手術され農作業が困難になっていた。よって今回、特定農地申請の要請があった次第である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」事務局からの説明を依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

平成21年1月23日付け農林水産省からの通知により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっている。農地法第3条第1項の規定による申請だけでなく、農用地利用集積計画においても、本要件を必要としている。

平成23年4月1日から農地の権利取得における下限面積を50アールから20アールに緩和したことにより、新規就農者が増えてきており、徐々にその効果が出てきているため、令和3年度については現行の適用区域及び別段の面積20アールの変更は行わない方向で考えたい。また、本委員会承認されれば、生駒市ホームページでも公開していきたいと考えている。審議をお願いしたい。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」の承認を宣言。

これにより、令和3年度における下限面積は、現行の20アールのままとする。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 [報告読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続・時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～41については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係長 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転が伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

往馬大社の北東に約100mのところの位置する中菜畑2丁目地内の農地1筆。

報告事項

宅地造成を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係長 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

この案件は平成28年度に、当時の賃借人とご生存であった賃貸人からの合意ということで解約の届出が出されたが、印鑑の偽造などがあり取り消しとなった。そこで一昨年前に農事調停の裁判があり裁判所の命令書に基づいて手続きがあったものである。亡賃貸人の相続財産管理人からの申し立てにより、裁判書からの審判による農地法18条第1項第2号による合意解約することの許可と、生駒市農業委員会への通知することを許可することとされたものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1、4については、約10年以上前から、宅地として利用してきた農地。

No.2～3については、約10年以上前から、公衆用道路として利用してきた農地。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係長 [報告読み上げ]

概要説明

これらの報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 「その他」の配布資料について、説明を事務局に依頼。

○主査 [「地区毎の意向調査回答状況」、「勤務管理報告書」]について説明。

●地区毎の意向調査回答状況

12月に送付した意向調査について、結果を集計しまとめた。全体の集計結果、地区毎の回答状況という構成でまとめている。今回は118名の対象者に意向調査のアンケートを送付した。現時点で76名の回答があり64パーセントの回答率となっている。委員の皆様には本リストを参考に市内の未回答のところに訪問、声掛け等により回答を促していただくようお願いしたい。

●勤務管理報告書

通常は勤務管理報告書の提出期限が翌月5日までとなっているが、農地利用最適化交付金事業に関する報告手続きがあるため、この年度末については3月31日までに提出していただくよう、ご協力いただきたい。

○補佐 「地区毎の意向調査回答状況」の資料は個人名・住所等が記載されているので、取り扱いには十分注意していただくようお願いする。

○係長 農地利用最適化推進活動、転用許可、生産緑地に関する研修を実施。

(農業会議より入手した下記資料を活用)

●農地パトロールと利用意向調査で進める遊休農地解消と担い手への農地集積

遊休農地解消と担い手への農地集積について説明

●ストップ遊休農地 遊休農地の発生防止・解消を進めよう!

遊休農地解消について農業委員、農地利用最適化推進委員の活動説明

●農地転用許可制度のあらまし

農地法に係る手続き概要を説明

●＝活用しよう生産緑地制度＝

都市農地の貸借の円滑化に関する法律と改正生産緑地法

主に特定生産緑地制度(生産緑地の更新)について説明

○補佐 以前、事務局の方から生産緑地制度についてのフローをお話しさせていただいたが、現在、関係課と最終調整中である。最終調整が出来たら今回のパンフレットとは内容が異なるが説明させていただく。今しばらくお待ちいただきたい。

○副会長 利用状況調査の集計結果において「農地バンクへの登録を希望する」という回答が多

くみられるが、この希望された方はどのようなスケジュールで手続きが進められるのか。

○主査 農地バンクの登録については、今年度より農地中間管理機構というところに、希望があった方、他に回答が得られなかった中で市街化調整区域の農地について報告することとなっている。3月3日で一旦締め切り、農地中間管理機構へは報告を終えている。

農地中間管理機構では、その報告を基にどのような農地を借りるか等を検討する。現段階では報告したばかりであるので、農地中間管理機構で調査中ということである。

○局長 「親子ふれあい農業体験野菜作り」体験概要（案）について説明。

以前より説明している通り令和3年度は生駒市制50周年ということで、親子ふれあい農業体験も記念事業として、例年の米作り体験に野菜作り体験も加え、20組を募集し行う予定である。

野菜作り体験に関しては、開催期間が令和3年8月～11月、体験内容としては農業委員の指導の下、種まきから収穫までを自身で行ってもらおう。栽培品目としては大根、ネギ、ジャガイモを予定している。4月1日以降の広報で募集し、詳細はホームページで確認してもらおう流れを予定している。

また、従来通り北地区の委員の皆さんはサツマイモ畑を担当していただき、この野菜作り体験は中・南地区の委員の皆さんに担当していただく。

〈「親子ふれあい農業体験野菜作り」について協議・検討〉

- ・大根、ネギ、ジャガイモの作付け方法について
- ・葉ボタンについて
- ・ITを活用した情報提供について

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 意向調査の回答状況の件について、この集計表は毎年いただけるのか。また、今回のアンケートはいつ発送したのか。

○主査 集計表は毎年お渡ししている。発送は12月の年末に行った。

○委員 自身の担当地区について回答が無かったところをフォローしてほしいということであったが、どこまでフォローすればよいか。回答の返却だけを求めればよいか。それとも、いい機会なので電話や訪問でもう少し踏み込んだ話をした方がよいか。また、回答の締め切りはいつになっているか。

○主査 締め切りは1月31日であるが、まだ回答は来ている。フォローについては訪問等になると思われるが、市街にお住まいの方もおられるので、その方々についてはそこまで求めない。お近くの訪問や電話などができる方々だけで構わない。フォローの内容については、まず回答返却をお願いしていただきたい。また、利用状況調査の目的は、農地を適切に管理し耕作していくため、どうやって遊休農地の問題を解決していくか、ということであるので、委員の皆さんの農業者としての目線で、その点についてのお話もしていただきたい。

- 委員 意向調査の送付について、既に亡くなられた方の名前で送付するのはどうか。
- 主査 事務局としては、登記簿・農家台帳の住所と氏名で送付している。これ以上の情報が本当はあるかもしれないが、届出が無いものを掘り下げて調査することはできない。委員の皆さんの情報網に頼るところとなる。回答は親族、親戚の方で構わないのでよろしくお願ひしたい。
- また、回答用紙を無くされた方の場合は、意向の聞き取りを行い、事務局にその内容を伝えていただきたい。その内容を基に事務局で回答を作成する。回答用紙の送付を希望される方には事務局から送付するので、併せてお願ひしたい。
- 副会長 亡くなられた方に送付するという事は、農地法第3条の3第1項の届出が出てないということが原因であるので、相続の手続きがまだの方には届出を促すようにすれば情報が正しくなっていく。
- 主査 相続の届出は2つあり、まず法務局への登記の届出、そして農業委員会への届出である。事務局が亡くなられた方に送らざるを得ないのは、どちらの届出も出ていないためである。委員の皆さんが相続の必要な方の情報を得られたら、相続の届出を促していただきたい。書類の送付も行っているので、要望があれば連絡をいただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 4月12日(月)午後2時 401・402会議室
- 現地調査 4月6日(火)
- 前日4月5日(月)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時35分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
